

経営者のための やさしい企業年金教室

2020年3月3日

33 時限目：活用が進む iDeCo(イデコ)

2019年12月末のiDeCo加入者数は、146万人強となりました。これは、制度発足から17年経った2018年8月末にようやく100万人を突破した加入者が、その後わずか1年4ヶ月で45万人以上増えたこととなります。

金融庁の報告書で「老後資金2,000万円不足」問題が話題となったこともあり、老後資金作りの手段として本制度の活用が広がっていると言えるでしょう。

ところで、あまり話題になりませんが、iDeCoは年金だけでなく、退職金制度としても活用できます。今回は、この方法についてご紹介します。

■ iDeCo の仕組み

まず、iDeCoの仕組みを簡単に説明します。

iDeCoとは個人型確定拠出年金(DC)の愛称です。企業型DCと違い、国民年金の被保険者であれば誰でも加入することが可能で、加入するかどうかを個人が決めます。

ただし、企業型DCにすでに加入している場合には加入条件があり、「マッチング拠出(従業員拠出)を実施していない」「企業型DC規約に個人型への加入が可能なことが定めてある」といった場合に限り、加入が可能です。

加入する際は、金融機関(運営管理機関)に申し込みます。また、掛金については、口座振替か給与天引きとなります。なお、掛金額には拠出限度があり、好きな金額をいくらでも掛けられるわけではありません(下表参照)。

運用商品は、金融機関ごとに提示されている商品の中から選択します。また、加入時と加入期間中は手数料がかかり、このうち金融機関に支払う「運営管理手数料」は、金融機関ごとに異なりますので注意が必要です。

■ iDeCo のメリット

iDeCo加入者の最大のメリットは、税制優遇が受けられることです。掛金額は所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、節税ができます(下表参照)。また、運用益は非課税となり、さらに受け取り時、年金なら公的年金等控除、一時金なら退職所得控除の対象となります。

金融機関の選択は個人で決めることができるため、その金融機関が提供する運用商品の中から、自分にあった運用(リスクを抑えて安全重視で運用するか、リスクをとって高いリターンを目指すかなど)を自由に選ぶことができます。

経営者のための やさしい企業年金教室

■退職金制度としての iDeCo+

老後資金づくりとして最適な iDeCo ですが、一方で iDeCo+という退職金制度として活用できる制度もあります。

これは、従業員(厚生年金被保険者のうち民間企業に勤めている人)が加入する iDeCo に、追加で企業が掛金を上乗せする仕組みで、退職金制度がない企業が簡単に同制度を導入できるというものです。ただし、導入には以下の要件を満たす必要があります。

- ・従業員 100 人以下の事業主

- ・拠出額が、事業主掛金と加入者掛金の合計で月額 5,000 円以上 23,000 円以下となるよう設定 (それぞれ千円単位で設定可能)
- ・事業主掛金が拠出されることに同意した加入者が対象
- ・労使合意が必要 等

iDeCo はこうした条件が合えば、退職金制度導入の観点からも注目すべき制度です。

◇企業年金相談センター (NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会) 葉山 俊夫

< iDeCo の拠出限度額と年間節税額 (民間企業に勤めている場合) >

単位:万円

	年間拠出限度額	年間節税額※
企業年金がない場合	27.6	5.5
企業型確定拠出年金 (DC) に加入の場合	24.0	4.8
確定給付企業年金 (DB) のみに加入、 企業型DCおよびDBに加入の場合	14.4	2.9

※拠出限度額まで掛金を掛けた場合。所得税と住民税の合計税率が 20%として計算